

公的討議の規範的評価の意義と課題

羽鳥剛史¹

¹正会員 愛媛大学大学院准教授 理工学研究科生産環境工学専攻 (〒 790-8577 愛媛県松山市文京町 3)
E-mail: hatori@cee.chime-u.ac.jp

本研究では、社会基盤整備における公的討議の意義と課題について整理し、社会的意思決定における正統性を様々な討議過程を通じて担保するための理論的枠組みについて考察する。その際、討議システム概念を導入し、公的討議が特定の公的討議を対象としたマイクロ討議、討議システム全体を対象としたマクロ討議で構成されており、パブリック・インボルブメント等が、マイクロ討議とマクロ討議を接合させる役割を果たすことを指摘する。その上で、討議システムを構成する公的討議の基本原則や規範的要件について整理し、現実の討議の望ましさを評価するための基本的な考え方や実証分析の方法、及びその課題や問題点について考察する。

Key Words : *discourse theory, public deliberation, normative evaluation, deliberative system, public involvement*

1. はじめに

現在、社会基盤整備を実施する上で、住民代表、有識者、企業や団体の代表等から構成される第三者委員会を設置し、当該の整備問題に関わる公的討議 (public deliberation) を行うことの重要性が指摘されている^{1),2)}。多くの社会基盤整備事業において、パブリック・インボルブメント (Public Involvement; PI) が実施されているが、その中で公的討議は事業の社会的妥当性を検証する上で重要な役割を担っている。そこでは、社会基盤整備に関わる様々な関係者の価値観や利害関心を衡量しつつ、公共的観点に基づいて当該事業に関わる判断基準や意思決定の妥当性の根拠を見出すことが期待されている。

しかし、社会基盤整備に関わる公的討議は、現代社会の複雑性・多様性に起因して様々な課題を抱えている。まず、公的討議への参加範囲に関して限界が存在する³⁾。ラディカルな民主制論においては、全ての市民が社会的意思決定に直接的に参加する直接民主制を支持する傾向が根強く存在する。しかし、現代社会において、全ての関係者が社会的意思決定に直接的に関与することは現実的ではない。特に、社会基盤整備事業は多くの利害関係者に対して様々な影響を及ぼすが、全ての利害関係者が当該事業に関わる討議に参加することは実質的に不可能である。そのため、限られた参加者の間で公的討議を実施せざるを得ない。こうした限定的な討議が社会的な意思決定の妥当性の根拠になり得るかが常に問われる。

さらに、現実の討議場面では、討議参加者の間で様々な利害関心が交錯し、協調的な議論が行われない可能

性がある。互いに価値観や利害関心の異なる討議参加者の間で事業について合意が得られず、議論が膠着し事業に関わる意思決定が行き詰ることもある。さらに、Sunstein⁴⁾が指摘する通り、討議参加者が自己の立場や見解を正当化するあまり、参加者の意見が極端な方向に向かう集団極化 (group polarization) 現象が生じる可能性がある。この問題は、公的討議の実施が却って事態を悪化させてしまうことを意味している。

土木計画学の分野において、これまで PI や公的討議に関わる様々な実証的・経験的研究が蓄積されてきた。しかし、従来の研究において「望ましい公的討議のあり方」に関わる規範理論については十分に議論されていないのが実情である。こうした規範理論が存在しない状況では、現実の公的討議に対してその望ましさを評価するための基準を見出せず、より良い討議に向けた改善を図ることが困難である。一方、政治学の討議理論の分野では、Habermas の先駆的研究をはじめ、社会的意思決定の正統性を討議によって基礎付けるための原理やそこで討議の手続きが準拠すべき規範的基準に関して数多くの議論が展開してきた。ただし、討議理論の規範的枠組みに基づいて、現実の討議を評価する上では様々な課題が残されており、公的討議の規範的評価に関わる体系的な方法論は確立していない。

以上の問題意識に基づいて、筆者等の先行研究⁵⁾では、Habermas をはじめとする討議理論における知見を踏まえて、社会基盤整備に関わる公的討議の基本原則や規範的要件について考察している。その際、討議システム概念を導入し、社会的意思決定の正統性を様々な討議全体の中で担保するための理論的枠組みについて検討している。本稿では、この先行研究の知見を再整

理すると共に、政治学の討議理論に関する実証研究の知見をレビューしつつ、現実の討議の望ましさを評価するための基本的な考え方や実証的方法について考察し、その課題や問題点について取りまとめる。以下、2. では、公的討議の役割と今日的課題を整理する。3. では、討議システムの概念を提示する。4. では、特定の公的討議を対象としたマイクロ討議理論について検討する。5. では、討議システム全体を対象としたマクロ討議理論について検討する。6. では、マイクロ討議とマクロ討議の接合領域について検討する。

2. 公的討議の役割と課題

(1) 社会基盤整備における正統性

社会基盤整備は、納税者、地域住民、企業や組織等、様々な利害関係者に直接的、間接的な影響を及ぼす。利害関係者の価値観や利害関心が多様化する中で、すべての利害関係者を満足させるような合意を形成することは実質的に不可能である。そこで、社会基盤整備に関わる判断や意思決定において、どのような判断の原則や規準を妥当なものとして認めるかが重要な問題となる。すなわち、この問題は「社会基盤整備に関わる判断や意思決定の正統性 (legitimacy) はどのように賦与されるか」という問いでもある。

正統性の概念は多義的であるが^{6)~9)}、本稿では Suchman¹⁰⁾に従い、「ある主体およびその行為を、規範、価値、信念、定義等が社会的に構造化されたシステムのなかで、望ましく妥当であり、あるいは適切であるという一般化された認識」と定義する。Suchman¹⁰⁾によれば、このような正統性は、1) 実用的正統性 (pragmatic legitimacy)、2) 道徳的正統性 (moral legitimacy)、3) 認知的正統性 (cognitive legitimacy) という3つの正統性概念に分類できる¹⁰⁾。第1の実用的正統性は、ある主体の行為がそれに関連する人々の利益の増進につながるかどうかを問う。社会基盤整備の実用的正統性を検討する手法として、費用便益分析等が利用される。しかし、社会基盤整備により、関連するすべての主体が利益を享受することを保証することは実質的に不可能である。したがって、実用的正統性の概念のみにより、社会基盤整備を正統化することには限界がある。第2の道徳的正統性は、行為が正しいかどうかという評価に基づくものであり、行為の結果、行為の手続き、行為主体の誘因・報酬構造が道徳的に適切であるかを問う。第3の認知的正統性は、利益や評価ではなく、社会的に必要性が認識されることに基づく正統性である。認知的正統性の基準として、理解可能性 (comprehensibility) と当然性 (take-for-grantedness) がある。理解可能性は、ある行為がもたらす結果が予測可能で、その内容が分

かりやすいかどうかを意味する。一方、当然性は、ある行為とそれがもたらす結果に対して、十分な議論や検討がなされて、その内容が社会的に当然のこととして受け入れられる程度に成熟したものであることを意味する。

社会基盤整備において、関係主体が多様な価値観を持ち、互いに利害が対立するような環境において合意を形成することは極めて難しい。現在、PIを初めとして、多くの市民参加型の計画プロセスが提案されている。このような計画プロセスにおける意思決定が正統性を持つためには、一義的には実用的正統性、道徳的正統性を達成することが必要である。しかし、これら2つの正統性概念だけでは、社会基盤整備の正統性を完全には保証できない。最終的には、社会基盤整備がプラス・マイナスの影響に関して、事前に十分に検討し、認知的正統性を確保しえたかどうかが重要な課題となる。公的討議は認知的正統性を確保するための手段である。

(2) 討議倫理と討議原則

Habermas は、社会的意思決定の正統性の根拠を討議 (discourse) 過程に求め、討議倫理 (discourse ethics) を提唱した^{12),13)}。討議倫理とは、社会的意思決定の正統性を討議の手続きによって根拠付けるための原理を意味している¹³⁾。Habermas によれば、討議とは一般に「問題化した妥当性要求をテーマとし、その正統性を目指して試みられる議論という特徴を持つコミュニケーション形態」を意味する¹⁴⁾。討議過程において、討議参加者は互いに自分の見解の妥当性を要求し、その相互承認を得ることを目指す。討議における妥当性要求 (Geltungsansprüche) は、1) 真理性要求、2) 正当性要求、3) 誠実性要求の3つに区分される¹²⁾。ここで、真理性要求は、客観的世界における命題の真理性に関わるものである。正当性要求は、参加者の存在する社会的世界における規範の正当性に関わるものであり、誠実性要求は、発話者の主観的世界における発言内容の誠実性に関わっている。討議参加者は、真理性要求や正当性要求においては、その根拠を提出することにより、誠実性要求においては首尾一貫した行動を行うことにより妥当性要求に応えなければならない。

討議参加者が主張する妥当性要求が社会的な了解に達したか否かは、討議過程において、その妥当性要求が間主観的な承認を得られたか否かに依拠している。この点において、Habermas は、Mead の「理想的役割取得」モデルを手掛かりに、討議の理念形態を定式化している^{13),15)}。この討議モデルにおいては、討議参加者は「誰もが受け入れられる理由」によって自らの判断や決定を正当化するように要請される。そして、参加

者の間で理由付けの交換が為される中で、各参加者は他の参加者のパースペクティブ（観点）を引き受けながら、その妥当性要求を了解するか否かを判断する。

Habermas によれば、以上の討議過程において承認に値する規範のみが正統化されたものとして妥当性を持つ。Habermas の討議倫理は、討議が準拠すべき根本的な原則として以下に示す討議原則を定めている。

討議原則：すべての関与者が、実践的討議の参加者として同意 (Zustimmung) を与えた (与えるであろう) 規範のみが妥当性を要求しうる¹³⁾。

規範の妥当性を巡り見解の相違が問題化した場合、その解決に当たって必然的に討議が要請される。討議原則は、見解の相違が現れた時に、討議そのものの意義を否定することは、問題化された規範の正統性そのものを否定することになり得ると主張している。

(3) 公的討議の課題

Habermas の先駆的研究以来、討議理論 (discourse theory) に関する数多くの研究がなされてきた。討議理論は一般に、討議倫理が課す理想的手続きを踏まえて、それを具体化するための社会制度を理念的に導き出すことを目指している^{15),16)}。しかし、現実のコミュニケーションにより展開される公的討議において、Habermas が指定したような理想的なコミュニケーションを実現することは極めて困難である。社会基盤整備の現場で展開される公的討議は、従来の討議理論の枠組みでは解決することが困難な様々な課題を抱えている。既往文献¹⁷⁾⁻³⁵⁾における議論は、1) 合意と多元論のジレンマ、2) 規模の問題、3) 認識的正統性の問題、4) 公共理性の低下、という課題に集約できる⁵⁾。

第 1 に、Habermas の討議原則は、討議におけるすべての参加者の合意に正統性の根拠を置いている。しかし、実際の討議において参加者全員の合意を形成することが必ずしも現実的でないだけでなく、合意志向的な討議が必然的に排除や抑圧を生む危険性がある¹⁷⁾⁻¹⁹⁾。例えば、Mouffe は、討議における対立の契機を否定し、合意のみを志向することは、社会の中で認識されない者、沈黙する者に対する暴力となり得ることを指摘している¹⁷⁾。多様な価値観が共存する現代社会では、合意を目指すよりも、むしろ価値の多様性を維持することが重要視される。このように、討議は合意 (consensus) と多元論 (pluralism) という相対立する理念のジレンマを抱えている²⁰⁾。齋藤²¹⁾が指摘する通り、公的討議は、合意が形成されるとともに、不合意が新たに形成される過程でもある。したがって、短絡的な合意を追求することも、一切の合意を否定し、無制限な多元性を追求することも、ともに公的討議の基本的性質に反して

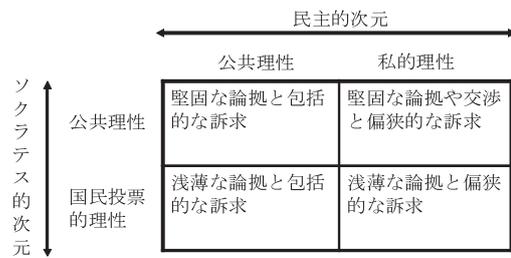


図-1 公共理性の民主的次元とソクラテス的次元

いる。むしろ、公的討議における合意の契機と対立の契機を総合化することが重要である。

第 2 に、討議原則が要請する参加要件は、比較的小規模な社会においてのみ実現可能である²²⁾⁻²⁸⁾。高度に複雑化した現代社会では、不特定多数の人々が限られた時間的・地理的制約の下で討議に参加する^{22),26)}。一方で、討議参加者間の社会的・文化的・心理的距離が著しく拡大した²³⁾。そのため、多様な関係者が関与する社会的な意思決定問題に関して、関係者全員が討議に参加することは事実上不可能である。Parkinson^{26),29)}は、この問題を公的討議を巡る「規模の問題」と呼称している。Dryzek は、公的討議の規模の問題に対処するためには、特定の討議に正統性の根拠を求めることには限界があり、社会における様々な討議の集合体 (constellation of discourses) に根拠を置くことが重要であると指摘している²⁰⁾。すなわち、社会的意思決定の正統性は、その意思決定が社会に存在する多様な討議の総体と整合しているか否かに基づいて担保される。社会基盤整備において、すべての利害関係者が特定の公的討議に参加することが実質的に困難である以上、意思決定主体は、当該の問題に関して社会全体の中でどのような議論が展開されているかを勘案して、意思決定の正統性を判断するという巨視的な視点が求められる。

第 3 に、社会基盤整備に関わる公的討議では、専門的・技術的判断に関する議論が行われる場合が少なくない。関係者は、それぞれの知識や関心に基づいて、社会基盤整備に関わる意思決定の妥当性を評価するが、その判断の根拠となる妥当性の範囲を認識フレームと呼ぶ^{30),31)}。専門家と一般の利害関係者の間では、科学的・技術的判断に関わる認識フレームの相違が存在する。このような認識の対立が生じる理由として、科学的・技術的判断における厳密性と適切性のジレンマが挙げられる³²⁾。専門家や研究者は、学会をはじめとする専門領域において、厳しい競争に晒されている。そこでは、専門家は精密なデータや確固たる証拠を判断の拠とし、科学的・技術的判断における厳密性が要求される。しかし、一般の利害関係者は技術的判断の厳密性よりも、自分の関心にとって有用であるか、技術的な判断が常識的な内容であるかという技術的判断の適切性を問題と

する。専門家は、技術的判断の厳密性を重要視するか、現場の状況に照らして一般関係者のフレームを受け入れるかを判断しなければならない^{33),34)}。現場の問題解決にとって適切なフレームを見出すためには、専門家や利害関係者間のコミュニケーションを通じて、それぞれの主体が自らのフレームを相対化しつつ、フレーム間の調整を図ることが必要となる^{30),31)}。

第 4 に、公的討議の規範理論においては、公共理性 (public reason) を軸として議論が展開されている。Chambers は、図-1 に示すように、公共理性がソクラテス的次元 (Socratic dimension) と民主的次元 (Democratic dimension) により構成されていることを指摘し、公的討議における理性を 4 つの類型に分類している³⁵⁾。ここで、ソクラテス的次元は、自分自身の信念や論拠を適切に説明することに関わる次元であり、この次元において公共理性と対置する理性は、国民投票的理性 (plebiscitary reason) と呼ばれる。国民投票的理性は、できる限り多数の人々を喜ばせることを目的とする理性であり、ともすれば、大衆迎合的であり、思慮の浅い判断に基づいた内容を持っている。一方、民主的次元は、自分の主張を公共利益の観点から表明することに関わる次元であり、この次元において公共理性と対置する理性は、私的理性 (private reason) と呼ばれる。私的理性は、限られた観衆にしか訴えかけず、場合によっては自分自身の利己的な関心のみを配慮することを表している。現実の公的討議では、多様な参加者の価値や利害関心が錯綜しており、公共理性を維持することは容易ではない。公的討議における公共理性は、民主的次元において私的理性に移り、ソクラテス的次元において国民投票的理性に移る危険性を常に孕んでいる。社会基盤整備に関わる公的討議において、私的理性あるいは国民投票的理性を抑制することが求められる。

3. 討議システムの構造と機能

(1) 討議システム概念

社会基盤整備に関わる意思決定においては、議会や行政内の会議、あるいは、有識者委員会や流域委員会等の第三者委員会による公式の討議だけでなく、様々な利害関係者間で多様な形態の議論が行われる。いずれも限られた討議参加者による議論であり、社会における一連の討議全体の内容が社会的意思決定の正統性の根拠となる。このような討議全体を、討議システムとして表現する^{22),25)-28)}。既往研究によれば、討議システムは、1) 討議の多様性、2) 討議間の連結性、3) 討議の継続性という 3 つの特徴を有する^{22),28)}。第 1 に、討議システムは、行政関係者と有権者間の討議、専門家間の討議、議会における討議、マスメディアにおける討

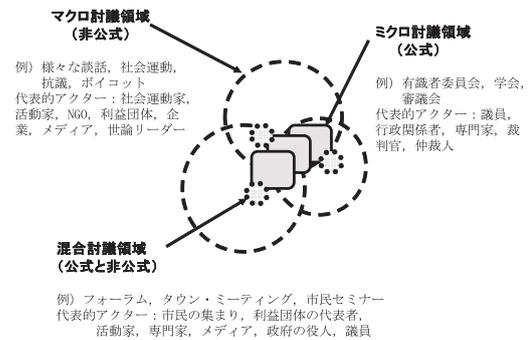


図-2 討議システムの概念

議、企業や各種組織間の討議、そして、地域における日常的な対話 (everyday talk) 等、公式及び非公式の多様な討議を内包している²⁵⁾⁻²⁸⁾。第 2 に、討議システムにおいては、これらの諸討議が相互に絡み合い、重なり合いながら、社会的なネットワークが形成される。第 3 に、討議システムでは、個々の討議が継続的に実施されながら、それらが連結し合い、全体として時間とともに進化していく。この様な討議プロセスが進行する中で、諸個人の選好や信念が生産され (constructive)、互いに応答し合い (responsive)、選好と信念の相互的な変容 (transformative) がなされる²²⁾。

Hendrics は、図-2 に示すように、討議システムを 1) ミクロ討議領域 (micro discursive sphere)、2) マクロ討議領域 (macro discursive sphere)、3) 混合討議領域 (mixed discursive sphere) から構成される複合領域として概念化している²⁸⁾。ミクロ討議領域では、有識者委員会や議会等、公式な討議が行われる。主な討議参加者は、議員、行政関係者、有識者、裁判官等である。マクロ討議領域では、非公式な討議が流動的に展開される。主な討議参加者は、社会運動家、NPO/NGO、利益団体、企業、メディア等である。最後に、混合討議領域は、公式なミクロ討議領域と非公式なマクロ討議領域を接合する場を提供する。この領域では、各種フォーラムやタウンミーティング等、ミクロ討議領域の参加者とマクロ討議領域の参加者が互いに議論を交わす。また、地域の生活者や一般の納税者も議論に加わる。後述する様に、PI は混合討議領域においてマクロ討議とミクロ討議を接合する上で重要な役割を果たす。

(2) 討議システムの構成要素

Dryzek は、討議システムの構成要素として、1) 公共圏 (public space)、2) 権限圏 (empowered space)、3) 伝達過程 (transmission)、4) アカウンタビリティ (accountability)、5) メタ討議 (meta-deliberation)、6) 決定性 (decisiveness) の 6 つの要素を挙げている²⁰⁾。第 1 に、公共圏では、誰が議論に参加し、どのような発言をするかに関する法的制限が極力緩和された状況で、自

由で、広範囲にわたるコミュニケーションが行われる。公共圏への参加者は、一般市民、専門家や研究者、企業や組織、社会運動家、政治的活動家、メディア等、多岐に亘る。公共圏には、市民フォーラム、市民公聴会、インターネット会議等の各種会議の他、カフェや職場等における日常的な会話も含まれる。公共圏は、図-2 に示した討議システム概念モデルにおけるマクロ討議領域と重なる領域である。第 2 に、権限圏では、社会的意思決定に関する決定権限を有する主体間で討議が行われる。権限圏には、議会、行政組織、裁判所等が含まれる。その他に、行政関係者や有識者、地域住民や企業・組織の代表者から構成され、決定権を委任された審議会も権限圏に含まれる。権限圏は、討議システムにおけるマイクロ討議領域と重なる領域である。第 3 に、伝達過程は、公共圏での討議内容が権限圏での討議に影響を及ぼす媒介過程を意味する。公共圏から権限圏への伝達は、公共圏における議論やレトリック、アイデアが権限圏に受容され、浸透することによって実現する。第 4 に、アカウントビリティは、権限圏の参加主体が公共圏に対して意思決定の正統性を提示する過程を意味する。アカウントビリティは、選挙キャンペーンや行政の各種広報手段の他、権限主体と公共圏に属する利害関係者が一同に会する各種フォーラムにおいて履行される。伝達過程やアカウントビリティは、討議システムにおける混合討議領域と重なる領域である。第 5 に、メタ討議は、討議システム自体がどのように組織化されるべきかに関する高次の討議を表している。討議システムを維持するために、これらすべての問題について討議することが必要とされるわけではないが、討議を行うべきか否かに関する高次の判断が要請される。メタ討議は、討議システムの自己審査、自己修正機能を担う。第 6 に、決定性は、以上の 5 要素が社会的意思決定に影響を及ぼす程度を表している。

Dryzek によれば、討議システムの機能（以下、討議的性能 (deliberative capacity) と呼ぶ）は、討議が有する 1) 真正性 (authentic)、2) 包括性 (inclusive)、3) 帰結性 (consequential) を用いて評価される²⁰⁾。討議の真正性は、討議参加者が非強制的な形で他の参加者のパースペクティブを引き受け、参加者の有する様々な選好や価値を内省する程度を表す。この基準は、討議倫理が規定する理想的条件の程度を表している。討議の真正性は、上述の討議システムの構成要素の中で、特に最初の 5 要素（公共圏、権限圏、伝達過程、アカウントビリティ、メタ討議）において要請される。第 2 に、討議の包括性は、当該の問題に関わる利害関係者やその代表者に討議に参加する機会を保障する程度を表す。討議の包括性は、特に公共圏と権限圏において要請される。第 3 に、討議の帰結性は、討議内容が社会的意

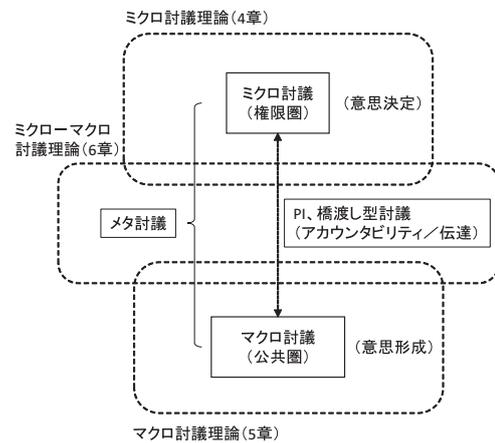


図-3 本研究の理論的枠組み

思決定の帰結に何らかの形で影響を及ぼし得る程度を表す。討議の帰結性は、討議システムの全要素によって担保される。

(3) ミクロ討議理論とマクロ討議理論

討議システム概念を下敷きにして、公的討議の規範的評価を行うための基本的な枠組みを図-3 に示す⁵⁾。討議理論は、1) ミクロ討議理論 (micro deliberative theory) と 2) マクロ討議理論 (macro deliberative theory) に大別される^{20), 28)}。ミクロ討議理論は、討議システムの構成要素の中で、主に権限圏における公的討議を対象とする。ただし、第 3 者委員会等、権限主体によって委託された公式の討議も公的討議に含まれる。ミクロ討議理論は、公的討議が満足すべき規範的条件を明らかにすることを主要な課題とする²⁸⁾。公的討議では、討議参加者間の議論を通じて、1つの判断や意思決定がなされる。ミクロ討議理論は、その理念モデルとして、自由で平等な討議参加者が互いの観点を引き受け合いながら、合意を形成するプロセスを想定する。討議参加者には、不偏不党性、他者の意見や相互理解への尊重、共通善の観点を有することが要請される²²⁾。一方、マクロ討議理論は公式・非公式の討議全体を対象とする。マクロ討議領域では、様々な討議の間で多様な相互作用が展開される。マクロ討議理論は、ミクロ討議理論とは異なり、意思決定よりも意見形成に重点が置かれる²⁸⁾。マクロ討議の規範理論では、利害関係者の多様な価値や意見に対する高次の合意 (meta-consensus) の形成に着目する。以上に加えて、本研究では 3) ミクロ-マクロ討議理論 (micro-macro deliberative theory) についても検討する。ミクロ-マクロ討議理論は、ミクロ討議とマクロ討議の接合領域を対象とする²⁸⁾。具体的には、PI 等を通じて、いかにして公共圏の諸討議を権限圏に伝達すると共に、両者間でアカウントビリティ関係を構築するかが検討される。本研究では、ミクロ討議

表-1 討議理論の体系と課題

	マイクロ討議理論	マクロ討議理論	ミクローマクロ討議理論
対象	特定の討議	公式・非公式の討議全体	橋渡し型討議
主な焦点	討議の手続き	討議の帰結	討議の手続き／帰結
規範的要件	Habermas の討議倫理 Gutmann and Thompson 原理 ・ 互恵の原理 ・ 和解の原理	討議的正統性 ・ 討議的代表性 ・ メタ合意 ・ 間主観的合理性	アカウントビリティ ・ 意味の構造 ・ 正統化の構造 ・ 支配の構造
規範的評価の方法 (実証分析)	討議の質評価指標 等	マクロ討議の内容分析 間主観性の分析	マイクロ討議基準とマクロ討議基準 による総合評価 (手続き評価／包括性評価／ 帰結評価／信頼形成効果の評価)
規範理論の課題	厳格な手続き要件 多元論の不在 手続き主義の偏重	手続き要件の不在 戦略的コミュニケーション	討議システムの病理
実証分析の課題	討議の質評価の妥当性 誠実性の評価	マクロ討議の文脈感性	マイクロ討議とマクロ討議の 実証分析の課題と同様

とマクロ討議を接合する討議を特に橋渡し型討議と呼び、マイクロ討議とマクロ討議の規範的要件に基づいて橋渡し型討議を総合的に評価する枠組みについて検討する。表-1 では、次章以降で述べる内容を先取りしつつ、マイクロ討議理論、マクロ討議理論、ミクローマクロ討議理論について、それぞれの規範的要件や規範的評価の課題等について整理している。

4. ミクロ討議理論

(1) ミクロ討議の規範理論

社会基盤整備に関わる多くの意思決定問題では、保全と開発、公平性と効率性等、道徳的な価値葛藤が内在化している。こうした道徳的不合意を関係者間の討議によっていかにして克服できるかがマイクロ討議理論の課題である。ここで、道徳的不合意を、討議的不合意 (deliberative disagreement) と非討議的不合意 (non-deliberative disagreement) に分類することが出来る³⁶⁾。討議的不合意は、討議参加者が討議過程において相互に承認可能な解決案を見出すことに努めたとしても、道徳的価値が対立し、合意に至らない状況を指す。一方、非討議的不合意は、討議参加者が討議過程において相互に承認可能な解決策を見出すことに努めないため、討議参加者の間で合意に至らない状況を指す。例えば、私的理性や国民投票の理性に従い、戦略的に発言することや議事進行を妨げるような状況が考えられる。以下では、公的討議の基本原則として、Gutmann and Thompson³⁶⁾の提示した互恵の原理について述べるが、討議的不合意は、討議参加者が互恵の原理に従い、協力的に議論したとしてもなお合意に至らない状況を表している。一方、非討議的不合意は、互恵の原理を満足せず、討議参加者が社会的協力関係を維持することに努めない状況を表している。

Gutmann and Thompson³⁶⁾は、現実の討議過程におけ

る不合意の問題を克服するための原理を提示しており、マイクロ討議の中心的課題を扱ったものとして先駆的貢献を為している。Gutmann and Thompson は、道徳的不合意を克服するために、互恵 (reciprocity) の原理に基づく討議の重要性を指摘している³⁶⁾。互恵の原理は、当事者にとって相互に承認可能 (mutually acceptable) であるか否かという理由を正当化の根拠とする。この原理では、道徳的不合意の解決過程として、諸個人が互いに自らの見解の理由を他者に示し、その正当化を図る討議過程が想定される。互恵の原理は、討議参加者に道徳的な要請と経験的な要請を課す。第 1 に、討議参加者は社会的な協力関係を維持することが要請される。公的討議において、討議参加者にとって相互に承認可能であるか否かという理由に基づいて、社会的な意思決定の正統性を担保することが求められる。討議参加者が社会的協力関係を否定する場合、相対立する他の参加者の見解やその理由付けを受け入れる余地がなく、公的討議における間主観的な了解プロセスを維持することができない。第 2 に、討議参加者は、その発言や理由付けにおいて経験世界との親和性を維持することが要請される。公的討議の内容が、経験世界において了解不可能である場合、その討議は互恵の原理に反する。この経験的な要請を満たすために、必要に応じて、実態調査や社会実験等の実証的方法が求められる。実証的方法は、討議参加者間の相互承認を支援し、そのことにより、公的討議の継続に寄与する。

互恵の原理は、討議参加者に対して道徳的要請を課すが、道徳的価値の間に対立が生じた場合、すべての討議参加者が協力的に討議に参加したとしても、意見の一致が見られないという討議的不合意が顕在化する可能性がある。Gutmann and Thompson は、妊娠中絶の事例を用いて、このことを説明している³⁶⁾。女性の権利の主張者 (中絶賛成派) も胎児の権利の主張者 (中

絶反対派) もともに双方の言い分に対して一定程度了解を示すものの、それでも両者の間で意見が対立する。胎児の権利を擁護する中絶反対派も、女性には自分の身体をコントロールする基本的人権があると主張する中絶賛成派の見解に合意する。一方、中絶賛成派も、無実な人は殺されるべきでないと主張する中絶反対派の見解に合意する。討議的不合意は、それでも両者の間で中絶の賛否を巡って意見の対立が生じる状況を表しており、互惠の原理だけではその解決を完全には保障し得ない。また、互惠の原理が課す経験的要請についても、それぞれの討議参加者が対立する実証的な証拠を提出することも考えられる。事実、胎児が人間として認められ得るか否かを巡り、相対立する数多くの証拠が提示され、科学論争に発展している。

Gutmann and Thompson は、このような討議的不合意の問題を克服するためには、互惠の原理だけではなく、和解の原理 (principle of accommodation) が必要であることを指摘している³⁶⁾。和解の原理は、討議における反論者に対する相互尊重 (mutual respect) の基本理念に基づいて、討議参加者に対して不合意に対する合意 (agreeing to disagree) を求めるとともに、反論者との協力的な関係を形成することを要請する。討議が仮に不合意という結果に終わっても、例えば、将来に社会経済環境の変化によって、反論者の見解が望ましいものとして採用される可能性に対する考慮を求める。討議参加者には、自らの見解に対する内省 (self-reflection) を促すとともに、自分の見解が不適切であると判明した際には、その見解を変える可能性を保持することが要請される。和解の原理は、必ずしも合意の確立を目的とするものではない。PI を実施する上でも、それが合意形成自体を目的とするものではないことが強調されている³⁷⁾。多元的価値社会においては、いかなる政策も道徳的価値葛藤から無縁では有り得ない。この時、和解の原理は、討議的不合意の短絡的な解消ではなく、多様な価値に対する包括的理解 (comprehensive understanding) を目指す。この意味において、和解の原理は、合意と多元論のジレンマを克服する契機となり得る行動原理である。こうした包括的理解は、次章で説明する多様な価値に関するメタ合意を表している。

(2) ミクロ討議の実証分析

討議理論の分野は、これまで主に討議の理念形態や規範的基準に関わる規範理論として展開してきたが、近年、政策科学 (political science) の分野を中心として、規範理論の枠組みに基づいて、現実の討議を実証的に分析・評価する研究が進められている。ミクロ討議の実証分析では、現実の討議の望ましさを評価すると共に、どのような条件において、望ましい討議が実現できるか

を明らかにすることに主眼を置いている³⁸⁾。Thompson によれば、討議の実証分析を行う上で、討議の 1) 概念規定、2) 評価基準、3) 条件を明確化する必要がある³⁸⁾。すなわち、現実の討議の実証分析にあたっては、その討議が、どのような条件の下で、どのような評価基準に照らして、望ましいプロセスや結果を実現したか (あるいは、実現しなかったか) を明確化することが重要である。以下では、これらの分析的視点について述べる。

a) ミクロ討議の概念規定

ミクロ討議の実証分析を行う上では、分析対象である「討議」の概念を明確化する必要がある。討議をどのように定義するかによって、実証分析の対象範囲や分析結果の解釈も変わり得る。ただし、討議の概念について、既往研究では様々な定義がなされており、必ずしも統一的な定義が定まっていない。例えば、Cohen は、討議を「平等な参加者間の自由かつ公共的な観点に基づく論証 (free and public reasoning among equals)」と定義しており、そもそも規範的な価値を含んだ概念として討議を捉えている³⁹⁾。一方、より現実的な観点から、討議参加者の感情やレトリック、あるいは戦略的なコミュニケーションを含むものとして討議を広義に捉える考え方もある^{19), 40)}。Thompson は、討議概念の多義性を認めた上で、討議が対象とする問題状況の特徴を明確化することにより、多義的な討議概念を統一的に捉えることを提案している³⁸⁾。すなわち、Thompson によれば、討議が対象とする問題は「不合意の状況において、いかにして討議参加者が正統性を有する集団的な意思決定を導き出すことが出来るか」という点に帰着する。この様に、討議は、1) 不合意、2) 意思決定、3) 正統性によって特徴付けられる問題を取り扱う。第 1 に、討議は、参加者間で意見が対立する状況を想定している。全ての関係者の中で始めから合意が成立しているならば、討議が要請される余地は少ない。第 2 に、討議は、参加者間の議論を通じて集団的な意思決定を行う状況を想定している。討議の結果が直接的に当該集団の意思決定に結び付く必要はないが、討議は集団の意思決定問題を巡って実施される。第 3 に、討議を通じて正統な結論を導くことが要請される。そのため、討議参加者は、相互の意見や見解について正当化 (mutual justification) を図ることが求められる³⁸⁾。

b) ミクロ討議の評価基準

ミクロ討議の評価基準は、1) 討議の手続き (process) と 2) 討議の結果 (outcome) に関わる基準に大別される³⁸⁾。まず、討議の手続きに関わる基準について述べる。Habermas の討議倫理を含めて、ミクロ討議の規範理論は討議の理念的手続きを規定したものであり、現実の討議参加者がこうした手続きや一定のルールを遵守しているかを評価することに主眼を置いている。討議の手続き

表-2 討議の質評価指標⁴²⁾

1. 参加	討議参加者が自由に討議に参加できるか否かを評価する指標
0 妨害	発話者が発話の妨害を受けていると主張する場合や、公的な意思決定によって参加への妨害が行われている場合
1 参加可能	上記以外の場合
2. 正当化の水準	発話者の妥当性要求の正当化の性質を評価する指標
0 正当化の不在	妥当性要求を主張するだけでその理由を提示しない場合
1 低質な正当化	理由が提示されるが、妥当性要求と理由の関連が説明されない場合
2 適格な正当化	妥当性要求に関する理由が説明される場合
3 高度な正当化	1つの妥当性要求に関する複数の理由が示される、もしくは、複数の妥当性要求に関する理由が示される場合
3. 正当化の内容	発話者の妥当性要求が、特定の個人的・組織的な利益を志向しているか、共通善の達成を志向しているかを評価する指標
0 私的利益の言明	特定の個人、集団、選挙民の利益について言明された場合
1 中立的な言明	選挙民、集団、共通善について言明されない場合
2 共通善に関する言明	「最大多数の最大幸福」という功利主義的観点に基づく共通善、もしくは、社会における最も恵まれない者への配慮に基づく共通善が言明される場合
4. 尊重	発話者の対立する集団、個人、発話に対する尊重の度合を評価する指標
4.1 集団に対する尊重	対立する発話者が所属する集団に対する尊重の度合
0 尊重の不在	集団に対する否定的な言明のみ為される場合
1 暗黙の尊重	集団に対する否定的な言明も肯定的な言明も為されない場合
2 明確な尊重	集団に対する肯定的な言明が為される場合
4.2 他者に対する尊重	対立する発話者に対する尊重の度合
0 尊重の不在	発話者に対する否定的な言明のみ為される場合
1 暗黙の尊重	発話者に対する否定的な言明も肯定的な言明も為されない場合
2 明確な尊重	発話者に対する肯定的な言明が為される場合
4.3 反論に対する尊重	対立する意見に対する尊重の度合
0 反論の無視	反論がありながら、それを無視する場合
1 反論の受容と降格	反論を認めた上で、その反論や反論者に対して否定的な言明を行う場合
2 反論の受容と中立性	反論を認めた上で、その反論に対して中立的な言明が行われる場合
3 反論の受容と尊重	反論を認めた上で、その反論を肯定的に評価する場合
5. 建設的態度	発話者が建設的な発言をするか否かを量る指標
0 立場不変	発話者が自分の見解に固執し、妥協、和解、合意に向けた努力を行わない場合
1 代替的提案	発話者がその時点の議題とは異なる議題について、仲介的な提案を行う場合
2 仲介的提案	発話者がその時点の議題についての仲介的な提案を行う場合

に関わる評価基準として、Steenbergen 等の討議の質評価指標^{41), 42)}が最もよく用いられている。Steenbergen 等は、Habermas の討議理論を下敷きとして、討議の質を量る評価指標を具体的に開発した⁴²⁾。討議の質評価指標は、討議理論に基づいて理論的に導出されたものであり、具体的な討議を対象として考案されたものではないが、その内容は互恵・和解の原理を、討議の評価基準として体系化したものになっている。Steiner 等によれば、Habermas の討議理論は、1) 自由な参加 (open participation)、2) 正当化 (justification)、3) 共通善 (common good)、4) 尊重 (respect)、5) 建設的政治 (constructive politics)、6) 真正性 (authenticity) の規準を規定する⁴¹⁾。表-2 に、これらの基準を踏まえて、Steenbergen 等が提案した討議の質指標を一括整理している。同表では、各基準ごとに実際の討議が、これらのルールを満足する理想的な発話状況からどの程度乖離しているかを量る水準が定義されている。なお、上記のルールの中で真正性に関しては、その重要性を認めつつも、発言内容だけからその参加者が誠実に発言しているか否かを判断し難いという理由により、指標化はなされていない。Steenbergen 等の討議の質指標は、基本的に発話者の発言を1つの分析単位とし、各基準ごとに水準を判定することにより討議における発言の質を評価することを目的としている。

次に、討議の結果に関わる基準について述べる。ミクロ討議理論では、一般に討議の結果に関わる規範的要件は規定されていない。ただし、討議が現実の意思決定問題の解決を目指している以上、討議を通じてどの

ような帰結が得られたかは重要な評価基準になり得る⁴³⁾。討議の結果に関わる評価基準として、前項で述べたミクロ討議の概念規定³⁸⁾を踏まえると、1) 合意、2) 意思決定の質、3) 正統性の3つを考えることが出来る。第1に、討議を通じて参加者の間で合意に至ったか否かは、1つの評価基準になり得る。ただし、前述の通り、討議は必ずしも関係者間の合意を目指して行われるものではない。特に、**2.(3)**で述べた通り、討議参加者間の合意は一部の参加者への排除や抑圧を含んでいる可能性があり、この点には十分に注意する必要がある。第2に、討議を通じて社会的な意思決定の質が向上したか否かが重要な評価基準になる。意思決定の質を評価する上では、当該の意思決定問題に精通した専門家等による検証を別途行う必要がある。第3の正統性については、討議参加者の正統性認知を測定する試みがあるが、こうした経験的基準は必ずしも規範的な正統性概念とは一致しない可能性がある³⁸⁾。討議の結果が規範的な観点から正統性を確保し得たか否かを評価する上では、討議過程において、参加者が自分の意見や主張の理由を正当化しているか否かという手続き的な基準に照らして評価せざるを得ない側面がある。以上に加えて、討議の効果に関わる基準として、これまでの実証研究において、社会学習⁴⁴⁾、公共心の活性化⁴⁵⁾、参加意識の促進⁴⁶⁾、寛容性³⁶⁾、自分や他者の選好理解⁴⁷⁾、アイデンティティ⁴⁵⁾、信頼やソーシャルキャピタル⁴⁸⁾の形成等が指摘されている。

c) ミクロ討議の条件

現実の討議場面においてどのような議論が展開するかは、その討議を実施・運用するための制度的・環境的条件に依存する。現実の討議を評価する上では、その討議がどのような制度的・環境的条件の中で実施されたかを把握することが重要である。Steiner 等⁴¹⁾は、こうした観点から、議会の審議を対象にして、異なる制度的条件（合意型システムと多数決システム、大統領制と議院内閣制、上院と下院、公開性と非公開性、争点の両極化の有無）の下で、討議の質を比較検証している。その結果、1) 議院内閣制よりも大統領制において、2) 多数決システムよりも大連立（grand coalition）や拒否権を認める合意型システムにおいて、3) 下院よりも上院において、4) 公開の場よりも非公開の場において、5) 争点が両極化していない方が、討議の質が高い傾向にあることを指摘している。

より一般的な観点から、討議環境の設計条件として、1) 時間、2) 議題、3) ルール、4) ファシリテータ、5) タスク、6) 公開性、7) 規模等の要因を挙げる事が出来る⁴⁹⁾。第 1 に、討議参加者が十分な熟慮を得て自分の意見を述べる上では、討議の時間を一定程度確保する必要がある⁴⁹⁾。その一方で、新しい意見や論点が出ないにも関わらず、討議を続けた場合、参加者間で意見対立が先鋭化し、ともすると集団極化を引き起こす可能性がある⁴⁾。第 2 に、討議参加者の多様な意見を引き出すためには、幅広い議題を設定することが望ましい⁴⁹⁾。限定的な議題では、参加者によっては、結論が予め決まっていると懐疑的に捉えられる可能性もある。一方、議題が多すぎると、討議参加者が十分な熟慮を経て意見を述べ合うことが出来ない可能性がある。第 3 に、異なる参加者間で協調的に議論を進める上では、話し合いの進め方に関して予めルール（グランドルール）を定めておくことが重要である。どのようなルールの下で討議を実施したかは、討議の質を決める重要な条件になり得る⁵⁰⁾。第 4 に、ファシリテーターの存在もまた、討議参加者間の意見対立を緩和し、円滑な議論を進めるための重要な条件になり得る^{51),52)}。第 5 に、討議の成果として、参加者に対してレポートや政策提案等のタスクを課す場合がある。こうしたタスクが討議参加者の動機を高める効果を持ち得ることも指摘されている⁵³⁾。第 6 に、討議の公開性に関して相反する見解が存在する。一方では、公開の場で討議を行った方が、討議参加者がより客観的な判断を下すことが指摘されている⁵⁰⁾。他方で、非公開の場で討議を行った方が、参加者がより誠実に発言し、意見の異なる相手とも協調的に議論を進める傾向にあることが指摘されている⁵⁴⁾。第 7 に、討議参加者の人数も討議の重要な条件である。討議参加者間で十分な議論を進める上

では、参加人数を多くとも 20 名程度に留める必要があると指摘されている⁵⁵⁾。討議参加者の人数が多い場合、グループに分けて議論を進め、その後、グループ間で協議する方法がしばしば採用される。この様に、討議環境の設計条件に関して様々な見解があり、どのような討議の場を設計すべきかについては必ずしも統一的な見解はない。現場の状況を踏まえて、望ましい討議の場の設計方法を判断することが重要である。こうした討議設計に関わる判断を行う上でも、討議の制度的・環境的条件とその条件下で実施された討議の質や内容との関連について経験的な知見を蓄積することが重要であろう。

(3) ミクロ討議の規範的評価の課題

討議理論が提示する理想の手続きは、望ましい討議のあり方を示した規範モデルであり、現実の討議を記述する説明モデルではない^{56),57)}。討議理論の規範モデルは、それとの比較で現実の討議が評価されるような「現実仮想的な理想」を表している^{58),59)}。Steenbergen 等の討議の質評価指標は、現実の討議を評価するための批判尺度となるとともに、その現実化を目指して討議の改善を図るための指針を与えるものである⁶⁰⁾。現実の討議において仮に合意が形成されたとしても、その合意が互惠の原理に基づく討議的合意であったか、この原理を満たさない非討議的合意であったかが、合意内容の正統性を判断する上で重要となる。同様に、討議において合意に至らなかった場合にも、その不合意が討議的不合意であるか非討議的不合意であるかを見極めることが重要である。ミクロ討議の基本原則や討議の質評価指標に基づいて、現実の討議における合意や不合意が討議的であるか非討議的であるかを評価する方法を検討することが重要である。

以上に加えて、ミクロ討議の規範理論と実証分析の方法に関していくつかの課題が存在する。まず、規範理論の課題として、1) 厳格な手続き要件、2) 多元論の不在、3) 手続き主義の偏重を挙げることが出来る^{61),62)}。第 1 に、ミクロ討議理論は、Habermas の討議倫理やそれに基づく討議の質評価指標を含め、討議参加者に対して厳しい手続き要件を課している。そこでは、極めて合理的（hyper-rational）な論証過程が想定されており、討議参加者の感情やレトリック、挨拶表現等の日常的なコミュニケーション形態が少なくとも明示的には考慮に入れられていない⁶¹⁾。討議の質評価指標では、関係者の自由な参加を規定しているものの、実質的には限られた関係者しかこうした討議を遂行することは難しく、一部の関係者を討議場面から排除することにもなり兼ねない¹⁹⁾。第 2 に、ミクロ討議の規範理論では、関係者間の価値や意見の多様性をいかにして維持するか

については十分に検討されていない。そのため、ミクロ討議の規範的要件だけでは、社会基盤整備に関わる意思決定において、関係者の多様な価値や意見を考慮に入れることが出来ない可能性がある^{17)~19)}。第3に、ミクロ討議の規範理論は、討議の理念的手続きを定めているものの、討議の帰結に関わる要件は規定されていない⁶³⁾。Mutz が指摘する通り、討議の理念的手続きの妥当性を検討する上でも、討議の結果や効果の観点から独立した評価を行うことが重要である⁴³⁾。この点に関しては、前節で述べた実証分析の枠組みに基づいて、どのような条件の下で、どのような手続き的基準に則って討議を実施した場合に、どのような帰結が得られるかについて分析することにより有益な示唆が得られるものと期待できる。

一方、ミクロ討議の実証分析については、1) 発言内容の評価の妥当性、2) 誠実性の評価に関わる課題を挙げることが出来る⁶²⁾。第1に、討議の質評価指標に基づいて、討議参加者の発言内容を一義的に判定することは必ずしも容易ではない。特に、正当化や尊敬の項目に関しては、同様の発言であっても討議の文脈に依存してその意味が異なるため、発言内容だけではその討議の質の水準を判定することは難しい⁶²⁾。討議の質を適切に評価する上では、討議の文脈との関連性を保持した上で、総合的な観点から発言内容を解釈する必要がある。第2に、現実の討議において、討議参加者の不誠実な発言やそれに基づく戦略的コミュニケーションを判別することが大きな課題である。討議の場において、公共理性を維持することは容易ではなく、討議参加者の操作 (manipulation)、迎合 (pandering)、イメージ維持 (image maintaining) 戦略等により、私的理性や国民投票的理性に墮する可能性が常に存在する³⁵⁾。公的討議の実践において、私的理性や国民投票的理性を抑制する上では、そうした理性に基づく発話行為の特徴を把握することが不可避である。不誠実な発言や私的理性や国民投票的理性による発話プロトコルの実証分析が求められる^{64), 65)}。公的討議のプロトコル分析の重要な課題の1つは、私的理性や国民投票的理性による発話プロトコルを同定、収集し、その内容や特徴を明らかにすることにある。

5. マクロ討議理論

(1) マクロ討議の規範理論

社会基盤整備は、様々な利害関係者に広域的な影響を与えるため、すべての利害関係者が公的討議に参加することは実質的に不可能である。社会基盤整備に関わる公的討議は、規模の問題を抱えている。この場合、社会基盤整備の正統性根拠を特定の討議に帰属させる

ことには限界がある。社会基盤整備の正統性を、特定の討議ではなく、社会における公式・非公式の様々な討議全体の中で担保する理論的枠組みが必要である。PI に関わるガイドラインでも、計画検討プロセスと市民参画プロセスの体系が示されているが、公式・非公式の様々な討議から成るマクロ討議に関しては明示的には位置付けられておらず⁶⁶⁾、マクロ討議を踏まえた正統化手続きのあり方を検討することが重要な課題である。

公的討議の規模の問題を克服するために、Dryzek は討議的正統性 (discursive legitimacy) の概念を提示している²⁰⁾。討議的正統性は、公共圏における討議の集合体 (constellation of discourses) が意思決定主体によって内省的に把握され、社会的意思決定が討議全体の内容と整合する程度に応じて担保される。なお、Dryzek の論ずる「討議」とは、特定の議論や討議というよりも、「言葉、言い回し、文の集合を、読み手や聞き手に理解できる意味のあるテキストに変換する共有化された能力の集合」として広義に定義される^{67), 68)}。マクロ討議理論では、「討議」を言語体系に埋め込まれた経験世界を理解するための1つの共有化された認識フレーム (シンボリックな認識の構造) を表すものとして広義に解釈する²⁰⁾。個人は、討議を通じて、経験世界の諸現象を首尾一貫したストーリーにおいて解釈することが可能である。例えば、共通の専門分野や学会に所属する専門家は、その専門領域に関わる討議を共有化しており、科学的な討議 (認識フレーム) の中で諸現象を理解する。また、地域の生活者は、当該地域において形成された討議を共有化しており、ローカルな討議 (認識フレーム) の中で日常世界を理解している。こうした討議は、社会の中で顕在化しているものから、潜在的に存在するものまで多種多様である。

討議的正統性の規範的要件として、1) 討議的代表性、2) メタ合意、3) 間主観的合理性の重要性が指摘されている^{5), 20)}。第1に、討議的代表性 (discursive representation) は、公共圏における様々な「討議」が権限圏において適切に代表されていることを表している^{20), 68)}。代表による「討議」は、自然、アイデンティティ、将来世代、観点等、個人という単位に還元できない諸価値を内包しており、様々な対象が社会的な意思決定における代表の単位となり得る。「討議」は現実世界の現象を理解するための1つの共有化された認識フレームを表しており、意思決定問題の多義的な側面を捉える1つの視点を提供する。社会に存在する多種多様な討議を特定の「討議」に還元することは、意思決定問題の多義的な側面を捉え損ねる可能性がある。この時、一部の利害関係者の利益のみを特権化することにもつながりかねない。社会基盤整備における多義的な問題状況を総合的に理解することが重要である。そのためにも、当該の

意思決定問題に関してどのような議論が行われ、どのような「討議」が構成されているかを俯瞰的、網羅的に把握することが討議の代表的な重要な課題である。

第 2 に、メタ合意 (meta-consensus) は、社会の中でどのような合意と不合意が形成されているかに関する高次元の合意を表す^{5),20)}。社会基盤整備を実施する上では、どのような判断基準や代替案を採択すべきかを巡って、関係者の間で互いの見解が一致するとは限らず、そのため合意と不合意が複雑に錯綜する。メタ合意は、合意と不合意を相対化する包括的な認識枠組みに関する合意であり、メタ合意が形成された場合、討議参加者は、たとえ自分の意見に対する合意が得られていなくても、他の参加者が自分の関心や信念に配慮していることを認識することが可能である。この様に、メタ合意は、関係者の関心が社会の中で配慮されていることに対する内省的な合意 (reflective assent) を表している。メタ合意は、合意と多元論という相対立する理念を調和させる働きを有している。2. (1) において、社会的意思決定の認識的正統性要件が理解可能性と当然性という 2 つの機能要件で構成されることを指摘した。当然性とは、「もうこれ以上議論しても、新しい議論が出てこないと判断できる状況に到達したか」を巡る判断である。メタ合意は、討議参加者が互いの見解や論点について共通の理解に達し、議論が一定程度成熟した状況を表しており、当然性が確保できたと判断できる 1 つの条件を表している。それと共に、メタ合意では、異なる関係者間の意見対立も包含されており、メタ合意が形成された状況では、ある意見が社会の中で受け入れられたとしても、異なる意見との相互評価によって、現実状況に応じて意思決定内容を改定する余地が常に担保されている。合意形成に到達できないが、メタ合意が形成された場合には、最終的には賛否両論併記の形で討議結果を取りまとめることとなる。

なお、メタ合意の形成はミクロ討議理論においても重要である。特に、互恵の原理・和解の原理とメタ合意は互いに整合的であると考えられる。互恵の原理と和解の原理は、公的討議において短絡的な合意を求めず、利害関係者の相対立する見解に対する相互理解を促す。一方、メタ合意の概念は、利害関係者の相対立する見解が相互に配慮されていることに対する高次の合意を表している。前者は、公的討議の手続き的な内容に関する評価基準である。後者は、公的討議の帰結内容に関する評価基準である。メタ合意は、公的討議が互恵の原理と和解の原理に基づく手続きに則して行われた時に、達成されることが期待される帰結を表している。この意味において、ミクロ討議理論とマクロ討議理論は互いに整合的な関係にある。

最後に、公的討議を通じてメタ合意が形成された場

合、間主観的合理性 (intersubjective rationality) が担保されたかどうか重要となる⁶⁹⁾。間主観的合理性は、価値、信念、選好に関するメタ合意の間で整合関係が保たれ、それが意思決定に適切に反映されるかどうかに関わる評価基準である。すなわち、政策案に対して利害関係者が表明する選好と、利害関係者の持つ根源的な価値、及び、政策案が価値にどのような影響を及ぼすかに関わる信念との間で整合性がとれている否かが課題となる。間主観的合理性は、メタ合意という主観的領域と意思決定という客観領域との整合的な関連を要求している。

(2) マクロ討議の規範的評価の方法

以上の規範的要件に基づいて、現実のマクロ討議状況を評価する上では、当該の社会基盤整備事業に関して社会の中でどのような「討議」が行われているかを俯瞰的に把握すると共に、関係者の間で互いの見解や論点についてどの程度の共通の理解が浸透しているかを把握することが求められる。以下では、実証的な観点から、a) マクロ討議の体系的理解と b) 間主観性の評価の方法論について述べる。

a) マクロ討議の体系的理解

地域住民の意識や関心を調べる方法として、質問紙調査、インタビュー調査、あるいは心理実験等の社会調査が挙げられるが、これらの調査では、調査者が予め設定した質問項目や実験条件の下で得られたデータを分析の対象としている。しかしながら、マクロ討議領域においては、社会調査や心理実験において調査者が設定する言語的カテゴリーよりも、広範な文脈の下で様々な議論が展開される。このような討議内容を把握する上では、事例記述的な質的データに対する内容分析 (content analysis) が有効である⁷⁰⁾。内容分析は「テキストにおける或る特定の特徴を、体系的にかつ客観的に同定することにより、推論を行う調査技法」である⁷¹⁾。社会基盤整備事業においては、関係者間の委員会や審議会の議事録、行政の説明会資料、新聞記事、インターネット上の会話等、当該事業に関わる「討議」を記録した様々なテキストデータが蓄積される。内容分析では、こうしたテキストの単位を概念カテゴリーに分類し、テキストの特徴をそれが組み込まれた文脈との関連性を維持しつつ明らかにすることを目的とする。こうした内容分析を通して、マクロ討議領域において利害関係者の間でどのような「討議」が構成されているかを把握することが求められる。

Krippendorff は内容分析の特徴として、1) 非露見性、2) 非構造化性、3) 文脈感応性の 3 つを挙げている⁷⁰⁾。第 1 に、実験や質問紙調査においては、調査対象者が調査状況に過度に反応することに起因して、調査結果の妥

当性が損なわれる問題が存在する。それに対して、内容分析は調査対象者に気づかれにくい手法であり、調査における露見性の問題を回避することが可能である。第 2 に、内容分析は、予め構造化されていないデータを分析の対象とする。このため、調査者が事前に予期できない事象に対しても分析することが可能である。また、第 3 に、調査者が対象事例を事前に構造化しないため、内容分析は文脈に即応することが可能である。すなわち、内容分析は調査対象者間のコミュニケーション過程をシンボリックな現象として扱い、個人の認識や意味づけを推論することにより、文脈との関連性を維持することができる。

マクロ討議の内容分析に関連する概念カテゴリーとして、1) 語彙群 (vocabularies), 2) プロット群 (story lines), 3) 認識体系 (epistemic figure) の 3 つが挙げられる⁷²⁾。第 1 に、テキストの中から、「討議」を特徴付ける主題やトピックを語彙として抽出する方法が挙げられる。こうした語彙は、討議参加者の価値や関心を表すと共に、討議場面においてどのような議論を展開するかを規定する討議的制約 (deliberative constraint) となる⁷²⁾。討議における中心的・特徴的な語彙を把握することにより、現実に展開する「討議」の内容を類推することが可能である。近年では、自然言語処理分野のテキストマイニングを用いて、膨大なテキストデータから主題やトピックを統計的・定量的に抽出する様々な方法が開発されており、土木計画学の分野においても、討議内容の分析に活用する研究が蓄積されている⁷³⁾⁻⁷⁶⁾。

第 2 に、プロットは「現実の諸事態間の連関を規定する生成的な言説」を表す⁷²⁾。テキストの中から「討議」を表すプロットを定量的に抽出することは難しい。ただし、Dryzeck 等は、内容分析の方法に質問紙調査の手法を組み合わせ、Q 方法論 (Q methodology)⁷⁷⁾ を用いた談話分析を提案しており、テキストデータの中から「討議」を抽出する方法としてよく用いられている⁷⁸⁾⁻⁸¹⁾。Q 方法論は、対象とする問題に関わる利害関係者の主観的立場 (subjective positions) を明らかにする方法として、社会科学の様々な分野において適用されてきた。Dryzek 等⁶⁹⁾の提案手法では、討議の特徴として、1) 存在論 (個人や集団等の存在に言及)、2) エージェンシー (行動主体の程度に言及)、3) 動機 (自己利益や不偏性等の動機に言及)、4) 関係性 (階層的関係に言及) 等のカテゴリーを設定し、テキストの中からそうした特徴を有する発話データを取り出す。その上で、利害関係者に対するインタビューや質問紙調査を通じて、これらの発話データに対する評価データを収集し、そこから因子分析を通じて討議を抽出するという試みがなされている。ただし、こうした試みは未だ少なく、

「討議」の探索的な評価方法については体系的な方法論が確立しているわけではない。「討議」を網羅的に収集・把握するための方法に関する知見を蓄積することが重要である。

第 3 に、関係者間の討議の背後にある認識体系を明らかにする方法が挙げられる。こうした認識体系は、関係者が現実世界や当該の意思決定問題をどのように理解・認識しているかを示す体系的な枠組みである³¹⁾。例えば、羽鳥他⁶⁵⁾は、社会基盤整備に関わる討議過程における参加者間の認識体系やその相違をファセット理論⁸²⁾を用いて体系的に把握するためのプロトコル分析手法を提案している。このアプローチでは、討議参加者の発言内容をファセットとその要素から構成される言語体系の中で表現する。こうしたファセット体系の内容から、討議においてどのような論点が議論されたか、参加者の間でどのような認識の相違があったかを類推することが可能である。こうした分析をマクロ討議全体に適用することによって、マクロ討議領域における「討議」(認識フレーム)を特定化すると共に、その全体的な構造を明らかにすることが可能である。ただし、マクロ討議全体を対象にしてファセット理論に基づくプロトコル分析を実施する上では、1) ファセット体系の設定と 2) 発話データのファセット分類が重要な課題となる。第 1 に、マクロ討議における発話データを分類する上では、分析者がファセット体系を予め設定する必要がある。このためには、マクロ討議の内容を吟味する作業と同時に、ファセットとその要素を確定する必要がある。第 2 に、ファセット体系が確定した後、マクロ討議における膨大な発話データをファセットに分類する作業が必要である。この点については、鄭他⁸³⁾において、機械学習手法に基づいて発話データをファセットに分類する統計的ファセット学習モデルが提案されている。こうしたモデルを援用しながら、ファセット分類作業を支援することが期待できる。

b) 間主観性の分析枠組み

社会基盤整備に関わるメタ合意や間主観的合理性は、異なる利害関係者が互いの意見や関心をどのように理解しているかという間主観性 (intersubjectivity) に関わる評価基準である。哲学、社会学、心理学をはじめ、社会科学の諸分野において、間主観性に関わる様々な議論が展開されてきた。間主観性の概念に関して、例えば、廣松は、「自分と他者達とが、相互に主体として承認し合いつつ単一の世界を共有すること」と定義している⁸⁴⁾。また、Mori and Hayashi は、間主観性を「ある対象に対して共通の定義を与えているとの感覚上の合意」を表すものと定義している⁸⁵⁾。さらに、Laing 等は、より簡潔に「合意や不合意に対する相互の認識」と定義している⁸⁶⁾。この様に、間主観性の概念は多義的で

表-3 間主観性の構造

段階	自己 S	他者 O
直接的パースペクティブ	自己 S の事象 X に対する パースペクティブ (S → X)	他者 O の事象 X に対する パースペクティブ (O → X)
メタパースペクティブ	自己 S の事象 X に関する他者 O の パースペクティブに対する パースペクティブ (S → O → X)	他者 O の事象 X に関する自己 S の パースペクティブに対する パースペクティブ (O → S → X)
メタメタ パースペクティブ	自己 S の事象 X に関する他者 O の メタパースペクティブに対する パースペクティブ (S → O → S → X)	他者 O の事象 X に関する自己 S の メタパースペクティブに対する パースペクティブ (O → S → O → X)

あるが、自己と他者との間でそれぞれ対象を主観的に認識していることを了承しながら、そうした認識を共有化する関係性として捉えられている。

間主観性を実証的に分析する試みとして、古くは Stryker 等による自己評定に関わる比較調査が挙げられる⁸⁷⁾。この方法では、自分が他者からどのように捉えられているかについての評定 (what Self thinks Other thinks about Self) が、実際に他者が自分をどのように捉えているか (what Other actually thinks about Self) と一致するかどうかによって、間主観的な関係が分析される。Laing 等は、こうした方法をより一般化し、間主観性を自己と他者のパースペクティブ間の関係性として捉えて、表-3 に示す通り、1) 直接的パースペクティブ (direct perspective, 以下「直接 p」)、2) メタパースペクティブ (metaperspective, 以下「メタ p」)、3) メタメタパースペクティブ (meta-metaperspective, 以下「メタメタ p」) の3段階から成る間主観性の構造を提示している⁸⁶⁾。第1に、直接 p は、自己 (S) と他者 (O) のある事象 (X) に対するパースペクティブを表している。第2に、メタ p は、自己と他者の相手の直接 p に対する評価を表している。第3に、メタメタ p は、自己と他者の相手のメタ p に対する評価を表している。以上の3段階に基づいて、表-4 に示す通り、2者間の間主観的な関係を分析することが出来る。まず、両者の直接 p を比較することによって、両者の間で合意が成立しているか、不合意が成立しているかを評価することが出来る。例えば、S 氏が「プロジェクトを実施すべきだ」と考えており、O 氏も「プロジェクトを実施すべきだ」と考えていれば、両者の間でプロジェクトの実施に対して合意が成立している。次に、一方のメタ p と他方の直接 p を比較することによって、両者の間で共通の理解に達しているか、誤解が生じているかを評価することが出来る。例えば、O 氏が「S 氏はプロジェクトを実施すべきではないという意見を持っている」と考えていれば、両者の間で誤解が生じていることとなる。最後に、一方のメタメタ p と他方のメタ p を比較することによって、両者がこうした誤解が存在していることを認識しているかどうかを評価することが出来る。特

表-4 間主観的關係

	間主観的關係
直接的パースペクティブと直接的パースペクティブ (S → X & O → X)	合意/不合意
直接的パースペクティブとメタパースペクティブ (S → X & O → S → X)	理解/誤解
メタパースペクティブとメタメタパースペクティブ (S → O → S → X & O → S → X)	理解/誤解の認識の有無

に、両者の間の誤解を解消する上では、こうした高次のパースペクティブが必要である。例えば、S 氏が「O 氏は自分がプロジェクトを実施すべきではないという意見を持っていると考えている」という誤解に気付けば、両者の間で誤解を解くきっかけになり得る。

社会基盤整備において、関係者の間でメタ合意が成立する上では、各々の直接 p が必ずしも一致する必要は無い。むしろ、異なる関係者の間で直接 p とメタ p の間で誤解が生じていないことが重要である。そして、仮に誤解が生じている場合には、より高次の次元 (メタメタ p) に立って、関係者自身がその誤解に気付くことが必要となる。この様に、間主観的な関係やその認知状況を評価することによって、関係者間のメタ合意の成立状況を把握することが可能である。具体的な方法として、Laing 等が開発した対人認知質問調査 (Interpersonal Perception Method questionnaire)⁸⁶⁾ やインタビュー調査等の方法が考えられる。また、現実の討議過程を対象にして、以上の間主観性のフレームワークに基づいて、討議参加者の発言内容を分析し、間主観的な関係を評価する談話分析の方法も考えられる。ただし、こうした分析方法の適用事例は殆ど無く、有効な方法論の開発が重要な課題である。

(3) マクロ討議の規範的評価の課題

マクロ討議の規範理論と実証分析の課題について述べる。まず、規範理論に関して、討議的正統性の要件は

いずれも討議の帰結に関する評価基準であり、討議の
 手続き的な基準ではない⁶²⁾。マクロ討議の規範理論は、
 公式・非公式のあらゆるコミュニケーション形態を想定
 しており、ミクロ討議理論が定めている様な厳格な手
 続きの要件を課していない。当然ながら、マクロ討議
 の規範的要件のみでは、利害関係者の戦略的コミュニ
 ケーションを抑制することは難しい。以上の点と関連
 して、マクロ討議理論では、討議プロセスがブラック
 ボックスとして取り扱われる傾向にあり⁶²⁾、討議的代
 表性、メタ合意、間主観的合理性の3つの要件に関し
 て、どのような討議プロセスによって、これらの帰結
 を導くことが出来るかについては明らかではない。マ
 クロ討議理論の規範的要件を満たし、討議的正統性を
 確保するための討議の手続きについて検討することが
 重要な課題である。

一方、マクロ討議の実証分析を通して、社会基盤整
 備に関わる様々な「討議」を適切に把握する上では、こ
 うした「討議」が多義的な意味を帯びたシンボリック
 な現象であることを理解することが重要である。そこ
 では、1) メッセージのもつ意味は唯一ではない、2)
 意味は必ずしも共有されない点に十分に留意する必要
 がある⁷⁰⁾。第1に、1人の参加者の有する認識体系にお
 いても、言葉の意味はその参加者の置かれた状況や文
 脈に応じて多数存在する。参加者が自分の発する言葉
 にどのような意味を付与しているかは、当該の参加者
 が自分の置かれた状況をどのように認識しているかに
 依存する。第2に、言葉の有するシンボリックな意味
 は、各参加者の経験や知識に基づいて構造化され、異
 なる経験や知識を有する他の参加者との間で言葉の意
 味に関する一致を見ることは容易ではない。現実の討
 議においては、こうしたコミュニケーションを通じて、
 当該の問題に関わる多義的な意味の構造が形成される。

本章で紹介した談話分析の定量的手法は、マクロ討
 議に関わる膨大なテキストデータから「討議」のタイ
 プやその内容を体系的・包括的に把握する上で有用であ
 る。ただし、その分析にあたり、「討議」の要素をそれ
 が実施された文脈から抽象化して取り出すため、とも
 すると「討議」が有する多義的な意味を見落とすこと
 になりかねない。「討議」のシンボリックな意味を適切
 に理解する上では、分析者が「討議」の文脈を解釈し、
 分析結果の妥当性を吟味する作業が不可欠である。例
 えば、政策形成や公的討議を対象とした物語研究⁸⁸⁾⁻⁹⁰⁾
 では、「討議」をその文脈の中で位置付け、その内容や
 展開を「物語」として記述する。そこでは、討議参加
 者が自己の物語を基盤にして、自らの意見を述べると
 共に、他者の意見を解釈することが想定される⁸⁸⁾。物
 語を活用したアプローチでは、こうした参加者の「物
 語」をその参加者の立場に立って解釈することに主眼

を置いている。マクロ討議全体に対して、どのような
 討議が展開しているかを物語的に把握する研究事例は
 殆ど無いが、Boswellは、討議システムやマクロ討議の
 分析・評価を行う上で、「物語」が重要な役割を果たす
 ことを指摘している⁹¹⁾。Boswellによれば、マクロ討議
 領域における物語的理解は、例えば、

- 1) 利害関係者が公的討議に参加できているか、あるいは阻害されているか、
 - 2) 当該の意思決定問題に関わるアイデアや論点が討議システムの中で効果的に伝播しているか、あるいは無視されているか、
 - 3) マクロ討議領域におけるコミュニケーションが関係者の意見や選好の変容を促進しているか、あるいは極端な意見を助長しているか、
 - 4) マクロ討議領域における合意や妥協が健全なものか、あるいはエリートによる操作が行われているか、
- を把握する上で有用である⁹¹⁾。その他、談話分析の結果の妥当性を確認する上では、分析データとは異なるテキストデータや他の調査手法によって得られた観察データによって相互チェックを行うことが重要である。例えば、既往研究⁹²⁾では、Q方法論による談話分析を行った後、調査対象者への事後的インタビュー調査を実施し、抽出した「討議」の内容の妥当性を吟味している。このような検証過程を経ることによって、経験的世界との親和性を維持することが重要となる。

6. ミクローマクロ討議理論

(1) ミクローマクロ討議の規範理論

社会基盤整備において実施されるPIは、権限圏と公共圏を接合し、公共圏における諸討議を基盤とした討議的正統性を担保する上で重要な役割を担っている。ただし、公共圏における討議が、社会的な意思決定の決定権を持つことはない。最終的な意思決定は権限圏に委ねられている。ラディカルな民主政理論は、一般に権威(authority)に対して批判的な立場をとる。Warrenによれば、ラディカル民主政理論が権威に否定的である理由は、権威の作用が一般市民の判断の放棄(surrender of judgment)を必然的に伴うものと想定しているためである⁹³⁾。それと同時に、一般市民が公共圏における討議に参加することを通じて、彼らの民主的判断の質が向上することを期待する。しかし、現代社会では、行政や議会を始め、様々な権威は否定し難い存在意義を有している。一般市民が、行政の日々の業務を含めて、社会的意思決定に関与することは実質的に不可能である。一般市民は、ほとんどの意思決定を権威に頼らざるを得ない。Warrenは、権威を一般市民の(判断の放棄ではなく)判断の限定的な一時的停止(limited suspension

of judgment) を含意するものとして位置付けている⁹³⁾。そうした判断の一時停止は、権威に対する信頼やアカウントビリティによって支えられる。

この様に、民主的社会における権威は、公共圏における一般市民が権威に対する諸判断を一時的に停止することによって成立する。このことは、一般市民が権威に対して諸権限を委任することを意味している。そうした権限の委任は、権限圏と公共圏との間のアカウントビリティ関係を通じて成立する。越水他³¹⁾は、Giddens の構造理論^{94), 95)}に基づいて、アカウントビリティ概念の構造が、意味の構造、正統化の構造、支配の構造という 3 つの構造の複合体として把握できることを明らかにしている。ここで、意味の構造は、委託—受託内容に関わる当事者間の認識体系の総体を表し、正統化の構造は、委託—受託内容の妥当性に関わる規範秩序を表し、支配の構造は、委託者—受託者の信頼関係に基づくガバナンスを表している。権限圏と公共圏の間で、権限の委託が適切に履行されるためには、権限主体と一般市民の間で相互理解を深め、権限の委託内容に関わる意味の構造を共有化することが重要である。さらに、Giddens によれば、権威が成立するためには、その正統性が社会の中で担保されていることが前提となる⁹⁴⁾。特に、その権威が社会の中で当然のこととして受け入れられているという当然性の条件が必要である。すなわち、権威の認識的正統性が確保されていなければならない。最後に、一般市民が権威に対して自分の判断を停止し、権限を委任するためには、両者間で信頼関係が成立していることが必要である。この様に、民主的社会において権威が成立するためには、権限圏と公共圏との間で意味の構造、正統化の構造、支配の構造が適切に機能することが重要となる。

社会基盤整備において、PI は権限圏と公共圏とのアカウントビリティ関係を維持する上で重要な役割を担う。PI を通じて、権限主体と一般市民との間のコミュニケーションの維持（意味の構造化）、権限主体に課される業務内容の明確化（正統化の構造化）、権限主体と一般市民の信頼関係の形成（支配の構造化）を図ることが求められる。特に、専門的判断に関わる権限が権限主体に適切に委任されるためには、権限主体と一般市民の間で権限内容に関する相互理解を深め、意味の共有化を図ることが重要となる。権限圏と公共圏の間で意味の構造に関する相互理解を図る上で、専門的知識の厳密性と適正性に関する議論を区別することが重要である。前者に関しては、公共圏における利害関係者が、権限圏における専門的議論の内容を理解できるという理解可能性条件を確保することが重要である。科学的・技術的判断に関して合意が形成できない場合には、関連する学会等の共同体における議論に拡大す

るなど、PI における議論を外部化することが必要である。一方で、公共圏において重視される適正性の判断に関しては、利害関係者間で合意に到達せずに、議論が終焉しない可能性が少なからず存在する。この場合、利害関係者間で十分に議論が尽くされ、公共圏においてメタ合意が形成されたか否かという当然性に関わる判断が求められる。

(2) 橋渡し型討議の規範的評価の枠組み

権限圏と公共圏の間でアカウントビリティ関係を構築する上では、PI 等の公的討議が重要な役割を担う。本稿では、マイクロ討議（権限圏）とマクロ討議（公共圏）を接合する討議を橋渡し型討議と呼ぼう。橋渡し型討議では、行政、有識者、住民代表、企業や団体の代表等、社会基盤整備に関わる関係者が互いに議論を交わす。橋渡し型討議を通じて、社会的意思決定に関わる正統性（討議的正統性）を担保する上では、マイクロ討議とマクロ討議の規範的要件の双方を満足することが重要となる。以下では、この点を踏まえて、橋渡し型討議の評価基準として、1) 手続き評価、2) 包括性評価、3) 帰結評価、4) 信頼形成効果について説明する。

1) **手続き評価（プロセス評価）** 橋渡し型討議では、特定の関係者間で、社会基盤整備に関わる判断基準や意思決定の妥当性について様々な論証が行われる。この点を踏まえると、橋渡し型討議の手続き（プロセス）において、マイクロ討議の規範的要件が満足できたかどうか問われる。特に、討議参加者間の道徳的対立を緩和する上では、参加者が互恵の原理と和解の原理を遵守することが求められる。

2) **包括性評価（インプット評価）** 橋渡し型討議において、討議的正統性を担保する上では、公共圏における様々な討議が適切に代表されていることが求められる。特に、橋渡し型討議の場において、

- 1) そのままでは社会から消失してしまう重要な情報、パースペクティブ、暗黙の議論を含んだ討議、
- 2) 不平等に排除された利害関係者のニーズ、要求、関心、パースペクティブ等を含んだ討議

をいかにして取り上げられるかが問われる⁶²⁾。討議的代表性の要件は、橋渡し型討議における議題や論点の包括性に関わる評価基準である。また、公共圏の内容が適切に伝達されているかを表しており、橋渡し型討議のインプット評価と呼ぶことが出来る。

3) **帰結評価（アウトカム評価）** さらに、橋渡し型討議の帰結（アウトカム）に関わる評価基準として、メタ合意や間主観的合理性の要件が考えられる。橋渡し型討議において、こうした条件が満たされれば、仮に関係者間で合意が得られていなくても、関係者間で成熟した議論が進められ、互いの意見や関心につい

て一定程度共通の理解に達していると評価することが出来る。

4) 信頼形成効果の評価 (マクロ評価) 橋渡し型討議の内容が公共圏にどのような効果を及ぼすかを評価することが重要である。特に、権限圏と公共圏の間でアカウントビリティ関係が成立し、一般市民が権限圏に社会的意思決定に関わる権限を委任するためには、橋渡し型討議を通じて、一般市民の信頼が得られたかどうか重要な評価基準になり得る。こうした信頼は、「橋渡し型討議において、社会的意思決定の正統性が十分に検証されたかどうか」に関わる市民の「熟慮に基づく沈黙 (deliberate silence)」を表しており、討議システムが健全に機能する上で不可欠な条件とされている^{96),97)}。

以上の評価基準の枠組みは、マイクロ討議理論とマクロ討議理論の規範的要件の盲点 (blindspot)⁶²⁾を互いに補完し合うものと位置付けられる。前述した通り、マイクロ討議理論は、討議の手続きに関わる評価基準を規定するものの、討議の帰結に関わる基準は提示されていない。その反対に、マクロ討議理論は、討議の帰結に関わる評価基準を規定するものの、討議手続きに関わる基準は提示されていない。橋渡し型討議の評価の枠組みは、双方の討議理論の評価基準を通して、社会的意思決定の正統性 (討議的正統性) に関わる手続き的要件と帰結的要件を評価するものである。

(3) メタ討議の役割と課題

最後に、討議システム全体の機能を維持・促進する上で、メタ討議の役割と課題について述べる。3.(2)で述べた通り、メタ討議は、討議システムにおける諸討議をどのように関連付け、組織化すべきかに関わる高次の討議を表している。上述した通り、橋渡し型討議はマイクロ討議とマクロ討議を接合する役割を果たすが、こうした異質な討議を接合し、両者の補完的關係を維持することは極めて難しい。すなわち、マイクロ討議では、特定の関係者の間で、社会意思決定の判断基準やその妥当性を巡って論証が重ねられる。そこでは、各関係者が自分の意見の正当化を試みながら、相互に承認可能な判断の根拠を見出すという厳格な討議規範に従うことが求められる。一方、マクロ討議では、不特定多数の関係者の間で、社会的意思決定問題を巡って多種多様なコミュニケーションによる自由な議論が展開される。しかし、マイクロ討議とマクロ討議という異質な討議を接合した結果、両者の間で補完關係が成立する保証はなく、ともすると、マイクロ討議の規範的秩序が解体することや、マクロ討議領域において硬直化した議論が展開される可能性が常にある。例えば、羽鳥他²⁾では、社会基盤整備に関わる第3者委員会の討議内容を広く一般に公開することにより、委員会におけ

る議論が形骸化する問題の構造を理論的に明らかにしている。マイクロ討議 (権限圏) とマクロ討議 (公共圏) の間でどのように橋渡し型討議の場を設計し、両者の補完的關係を維持することが出来るかが、メタ討議の重要な課題となる。

以上の問題は、Mansbridge 等において討議システムの病理として指摘されている、1) 過度なカップリング、2) ディカップリング、3) 支配、4) 非討議的態度の問題と関連している⁹⁸⁾。第1に、過度なカップリングは、討議システム内の異なる討議が過度に緊密に結合した結果、討議間の役割分担や各討議の機能が阻害される問題を表している。上述した通り、マイクロ討議とマクロ討議を接合した結果、マイクロ討議の規範的秩序やマクロ討議の自由な議論が阻害される可能性が考えられる。さらに、社会基盤整備に関わる意思決定は原則的にマイクロ討議 (権限圏) において行われるが、マイクロ討議とマクロ討議が緊密に結合した場合、こうした意思決定の権限が曖昧になる可能性もある。第2に、ディカップリングは、異なる討議が互いに分離し、両者の間で補完關係が形成されない問題を表している。社会基盤整備に関して、行政や専門家間で専門的・技術的な判断を巡って議論が展開される場合、そうした議論の内容が一般の利害関係者の認識や関心及びそれに基づく日常的な議論の内容と大きく乖離する可能性がある。第3に、支配は、特定の利害関心やイデオロギーを持った個人や集団が、システム内の討議全体に絶対的な影響を及ぼす問題を表している。特定の討議がシステムを支配した結果、当該の意思決定問題に関わる重要な論点や少数派の立場や関心が公的討議の場から除外される可能性がある。第4に、討議システムの健全な機能は、結局のところ、システム内で討議を行う一般市民、行政、専門家等の関係者一人一人の資質や態度に依存する。討議参加者が自分の意見に固執したり、異なる立場にある参加者の意見に耳を傾けない等の非討議的態度を採る場合^{99),100)}、社会から良質な討議が消失し、当然ながら、討議システム全体の討議的性能は低下することとなる。以上の討議システムの病理を克服する上では、メタ討議を通じて、討議システムの状況を俯瞰的・包括的に把握しながら、システムの病理を検知する必要がある。その上で、マイクロ討議とマクロ討議間の補完的關係を維持すると共に、討議システムの規範的秩序を維持することが求められる。こうしたメタ討議による自己探知・自己修正機能によって討議システムの秩序を維持・形成するためのガバナンスのあり方については、近年着目されつつある問題であるが^{20),101)}、未解明な所が多く、今後の重要な研究課題と言える。

7. おわりに

我が国において PI が導入されてから久しいが、これまで土木計画学の分野において公的討議に関する規範的研究が十分に蓄積されていないのが実情である。公的討議の規範理論なくしては、現実の討議を評価するための基準が定かでなく、討議に関わる関係者にとって、より良い討議に向けた改善を図ることが困難となる。その結果、公的討議の実践において、議論の収束点が見出せないまま、形骸化した議論が繰り返されるという状況に陥っている場合も少なくない。このような問題意識の下で、本研究では討議理論の知見を踏まえて、公的討議の基本原則や規範的要件、現実の討議を評価するための実証的方法や課題について考察した。その際、討議システム概念を導入し、公的討議が特定の討議を対象としたミクロ討議、討議システム全体を対象としたマクロ討議から構成されることを指摘した。その上で、ミクロ討議の基本原則や評価基準を取りまとめ、ミクロ討議を評価するための実証分析の方法や課題を考察した。マクロ討議に関しては、討議的正統性の概念を提示し、討議的正統性を担保するための規範的要件を取りまとめ、社会における様々な討議を体系的に把握するための方法や課題について考察した。さらに、ミクロ討議とマクロ討議の補完的関係を維持するための要件や、両者を接合した橋渡し型討議の評価基準を取りまとめた。その上で、今後の課題として、討議システムの病理やメタ討議の役割と課題について考察した。

本稿において論じてきた通り、公的討議は人々の利害関心や認識能力の限界に起因して様々な課題を抱えている。その一方で、人々がその限定的な利害関心や認識能力にも関わらず、現実世界について何ほどの真理を知り、異なる立場にある人との間で合意を形成するのも、人々が公的討議という社会的営為を為し得るがためであることも事実であろう。公的討議の意義と課題を見据えつつ、望ましい討議の実現に向けた研究を進めることが重要である。

謝辞：土木計画学研究委員会には、招待論文を執筆する機会を与えて頂きまして、深く感謝申し上げます。論文奨励賞の受賞論文は、京都大学小林潔司教授と鄭蝦榮氏との共著論文であります。小林教授には、これまでの共同研究を通じて、数多くの貴重なご教示を頂きました。また、本研究を進めるにあたり、鄭氏との議論が不可欠でした。ここに記して感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 羽鳥剛史, 小林潔司: 社会資本整備における信頼と第三者評価, 土木学会論文集 D, Vol.62, No.3, pp.442-459, 2006.

- 2) 羽鳥剛史, 鄭 蝦榮, 小林潔司: 第 3 者委員会の公開と信頼形成への影響, 土木学会論文集 D, Vol.64, No.2, pp.148-167, 2008.
- 3) Dahl, R.A.: **Size and Democracy**, Stanford University Press, 1973.
- 4) Sunstein, C.: The law of group polarization, **Journal of Political Philosophy**, Vol.10, No.2, pp.175-195, 2002.
- 5) 羽鳥剛史, 小林潔司, 鄭 蝦榮: 討議理論と公的討論の規範的評価, 土木学会論文集 D3(土木計画学), Vol.69, No.2, pp.101-120, 2013.
- 6) Maurer, J.G.: **Readings in Organizational Theory: Open System Approaches**, Random House, 1971.
- 7) Pfeffer, J.: Management as symbolic action: the creation and maintenance of organizational paradigms, In: Cummings, L.L. and Staw, B.M. (eds): **Research in Organizational Behavior**, Vol.13, pp.1-52, JAI Press, 1981.
- 8) Pfeffer, J. and Salancik, G.: **The External Control of Organizations: A Resource Dependence Perspective**, Harper and Row, 1978.
- 9) Meyer, J.W. and Scott, W.R.: Centralization and the legitimacy problems of local government, In: Meyer, J.W. and Scott, W.R. (eds): **Organizational Environments: Ritual and Rationality**, pp.199-215, Sage, 1983.
- 10) Suchman, M.C.: Managing legitimacy: strategic and institutional approaches, **Academy of Management Review**, Vol.20, No.3, pp.571-610, 1995.
- 11) Manin, B.: On legitimacy and political deliberation, **political Theory**, Vol.15, No.3, pp.338-368, 1987.
- 12) Habermas, J.: **Theorie des Kommunikativen Handelns**, 2 Bde, Suhrkamp, 1981, 河上倫逸, M. フーブリヒト他訳: コミュニケーション的行為の理論 (上・中・下), 未来社, 1985-1987.
- 13) Habermas, J.: **Moralbewußtsein und Kommunikatives Handeln**, Suhrkamp, 1983, 三島憲一, 中野敏男, 木村利秋訳: 道徳意識とコミュニケーション行為, 岩波書店, 1991.
- 14) Habermas, J.: **Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns**, Suhrkamp, 1984,
- 15) Habermas, J.: **Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des Demokratischen Rechtsstaats**, Suhrkamp, 1992, 河上倫逸, 耳野健二訳: 事実性と妥当性 (上・下) 一法と民主的法治国家の討議理論に関する研究, 未来社, 2002-2003.
- 16) 入江幸男, 霜田求編: コミュニケーション理論の射程, ナカニシヤ出版, 2000.
- 17) Mouffe, C.: Democracy, power and “the political”, In: Benhabib, S. (ed): **Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political**, pp.245-256, Princeton University Press, 1996.
- 18) Mouffe, C.: Deliberative democracy or agonistic pluralism?, **Social Research**, Vol.66, pp.745-758, 1999.
- 19) Young, I.M.: Communication and the other: beyond deliberative democracy, In: Benhabib, S. (ed): **Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political**, pp.245-256, Princeton University Press, 1996.
- 20) Dryzek, J.: **Foundations and Frontiers of Deliberative Governance**, Oxford University Press, 2010.
- 21) 齋藤純一: 公共性, 岩波書房, 2000.
- 22) Rummens, S.: Staging deliberation: the role of representative institutions in the deliberative democratic process, **Journal of Political Philosophy**, Vol.19, No.1, pp.1-22, 2011.
- 23) Goodin, R.: Democratic deliberation within, **Philosophy and Public Affairs**, Vol.29, pp.81-109, 2000.
- 24) Dryzek, J.: Legitimacy and economy in deliberative democracy, **Political Theory**, Vol.29, No.5, pp.651-669, 2001.
- 25) Mansbridge, J.: Everyday talk in the deliberative system, In:

- Macedo, S. (ed.), **Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement**, Oxford University Press, pp.211-239, 1999.
- 26) Parkinson, J.: Legitimacy problems in deliberative democracy, **Political Studies**, Vol.51, pp.180-196, 2003.
- 27) Goodin, R.E.: Sequencing deliberative moments, **Acta Politica**, Vol.40, pp.182-196, 2005.
- 28) Hendriks, C.M.: Integrated deliberation: reconciling civil society's dual role in deliberative democracy, **Political Studies**, Vol.54, pp.486-508, 2006.
- 29) Parkinson, J.: **Deliberating in the Real World. Problems of Legitimacy in Deliberative Democracy**, Oxford University Press, 2006.
- 30) 小林潔司: 土木工学における実践的研究: 課題と方法, 土木技術者実践論文集, Vol.1, pp.143-155, 2010.
- 31) 越水一雄, 羽鳥剛史, 小林潔司: アカウンタビリティの構造と機能: 研究展望, 土木学会論文集 D, Vol.62, pp.304-323, 2006.
- 32) Schon, D.A.: **The Reflective Practitioner**, Basic Books, 1983, 佐藤学, 秋田喜代美訳: 専門家の知恵—反省の実践化は行為しながら考える, ゆみる出版, 2001.
- 33) Schein, E.: **Professional Education**, McGraw-Hill, 1973.
- 34) Jasanoff, S.: What judge should know about the sociology of science, **Jurimetrics Journal**, Vol.32, pp.345-359, 1992.
- 35) Chambers, S.: Measuring publicity's effect: reconciling empirical research and normative theory, **Acta Politica**, Vol.40, pp.255-266, 2005.
- 36) Gutmann, A. and Thompson, D.: **Democracy and Disagreement**, Belknap Press of Harvard University Press, 1996.
- 37) 屋井鉄雄: 社会資本整備の合意形成に向けて, In: 土木学会誌編集委員会 (編): 合意形成論—総論賛成・各論反対のジレンマ, 土木学会, pp.163-171, 2004.
- 38) Thompson, D.F.: Deliberative democratic theory and empirical political science, **Annual Review of Political Science**, Vol.11, pp.497-520, 2008.
- 39) Cohen, J.: Democracy and liberty, In: Elster, J. (ed.): **Deliberative Democracy**, pp.185-231, Cambridge University Press, 1998.
- 40) O'Neill, J.: The rhetoric of deliberation: some problems in Kantian theories of deliberative democracy, **Res Publica**, Vol.8, No.3, pp.249-268, 2002.
- 41) Steiner, J., Bächtiger, A., Spörndli, M. and Steenbergen, M.: **Deliberative Politics in Action: Analysing Parliamentary Discourse**, Cambridge University Press, 2004.
- 42) Steenbergen, M., Bächtiger, A., Spörndli, M. and Steiner, J.: Measuring political deliberation: a discourse quality index, **Comparative European Politics**, Vol.1, pp.21-48, 2003.
- 43) Mutz, D.C.: Is deliberative democracy a falsifiable theory?, **Annual Review of Political Science**, Vol.11, pp.521-538, 2008.
- 44) Kanra, B.: Binary deliberation: the role of social learning in divided societies, **Journal of Public Deliberation**, Vol.8, Iss.1, Article 1, 2012.
- 45) Forester, J.: **The Deliberative Practitioner**, The MIT Press, 1999.
- 46) Barber, B.: **Strong Democracy**, University of California Press, 1984.
- 47) Chambers, S.: **Reasonable Democracy**, Cornell University Press, 1996.
- 48) Fishkin, J.: **The Voice of the People**, Yale University Press, 1995.
- 49) Dryzek, J. and Hendriks, C. M.: Fostering deliberation in the forum and beyond, In: Fischer, F. and Gottweis, H.(eds.): **The Argumentative Turn Revisited**, pp.31-57, Duke University Press, 2012.
- 50) Ryfe, D.M.: Does Deliberative Democracy Work?, **Annual Review of Political Science**, Vol.8, pp.49-71, 2005.
- 51) Fung, A.: Minipublics: Deliberative Designs and Their Consequences, In: Rosenberg, S.(ed.): **Deliberation, Participation, and Democracy: Can the People Govern?**, pp.159-183, Palgrave MacMillan, 2007.
- 52) Rosenberg, S.: The empirical study of deliberative democracy: setting a research agenda, **Acta Politica**, Vol.40, pp.212-224, 2005.
- 53) Grönlund, K., Setälä, M. and Herne, K.: Deliberation and civic virtue: lessons from a citizen deliberation experiment, **European Political Science Review**, Vol.2, pp.95-117, 2010.
- 54) Elster, J.: Deliberation and constitution making, In: Elster, J. (ed.), **Deliberative Democracy**, pp.97-122, Cambridge University Press, 1999.
- 55) Gastil, J.: **Democracy in Small Groups: Participation, Decision Making, and Communication**, New Society Publishers, 1993.
- 56) Habermas, J.: **Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus**, Suhrkamp, 1973, 細谷貞雄訳: 晩期資本主義における正統化の諸問題, 岩波書店, 1979.
- 57) 田村哲樹: 熟議の理由—民主主義の政治理論, 勁草書房, 2008. 森元孝, 千川剛史訳: 意識論から言語論へ, 社会学の言語論的基礎に関する講義, 部分訳, マルジュ社, 1990.
- 58) Dryzek, J.: **Discursive Democracy: Politics, Polity, and Political Science**, Cambridge University Press, 1990.
- 59) Philip, E.T. and Belkin, A. (eds.): **Counterfactual Thought Experiments in World Politics: Logical, Methodological, and Psychological Perspectives**, Princeton University Press, 1996.
- 60) Rehg, W.: **Insight and Solidarity: A Study in the Discourse Ethics of Jürgen Habermas**, University of California Press, 1994.
- 61) Neblo, M.A.: Family disputes: diversity in defining and measuring deliberation, **Swiss Political Science Review**, Vol.13, No.4, pp.527-557, 2007.
- 62) Bächtiger, A., Niemeyer, S., Neblo, M. Steenbergen, M. R. and Steiner, J.: Symposium: toward more realistic models of deliberative democracy. disentangling diversity in deliberative democracy: competing theories, their Blind spots and complementaries, **Journal of Political Philosophy**, Vol.18, No.1, pp.32-63, 2010.
- 63) Beste, S.: Contemporary trends of deliberative research: synthesizing a new study agenda, **Journal of Public Deliberation**, Vol.9, Iss.2, Article 1, 2013.
- 64) 海保博之, 原田悦子: プロトコル分析入門: 発話データから何を讀むか, 新曜社, 1993.
- 65) 羽鳥剛史, 川除隆広, 小林潔司, 夏目卓生, 藤崎英司: ファセット理論に基づく公的討論過程のプロトコル分析, 土木計画学研究・論文集, Vol.23, pp.91-102, 2006.
- 66) 国土交通省道路局: 構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン, 2005.
- 67) van Dijk, T.A. (ed): **Handbook of Discourse Analysis**, Academic, 1985.
- 68) Dryzek, J.: The mismeasure of political man, **Journal of Politics**, Vol.50, pp.705-725, 1988.
- 69) Niemeyer, S. and Dryzek, J.: The ends of deliberation: meta-consensus and inter-subjective rationality as ideal outcomes, **Swiss Political Science Review**, Vol.13, pp.497-526, 2007.
- 70) Krippendorff, K.: **Content Analysis: An Introduction to Its Methodology**, Sage Publication, Inc., 1980, 三上俊治, 権野信雄, 橋元良明訳: メッセージ分析の技法—「内容分析」への招待, 勁草書房, 1989.

- 71) Stone, P.J., Dunphy, D.C., Smith, M.S. and Ogilvie, D.M.: **The General Inquirer: A Computer Approach to Content Analysis**, Cambridge: MIT Press, 1966.
- 72) Hajer, M.: A frame in the fields: policymaking and the reinvention of politics, In: Hajer, M. and Wagenaar, H. (eds.), **Deliberative Policy Analysis**, pp.88-110, Cambridge University Press, 2003.
- 73) 佐々木邦明, 丸石浩一: テキストマイニングを用いたワークショップの討議内容の特徴把握と可視化に関する研究, **都市計画論文集**, Vol.46, No.3, pp.1039-1044, 2011.
- 74) 長曾我部まどか・榎原 弘之: ワークショップにおける相互補完的対話の分析, **都市計画論文集**, Vol.50, No.1, pp.28-36, 2015.
- 75) 森崎孔太, 塚井誠人, 難波雄二, 桑野将司: 司会者の関与が討議参加者の納得に及ぼす影響, **土木学会論文集 D3 (土木計画学)**, Vol.70, No.1, pp.28-43, 2014.
- 76) 森田哲夫, 入澤覚, 長塩彩夏, 野村和広, 塚田伸也, 大塚裕子, 杉田浩: 自由記述データを用いたテキストマイニングによる都市のイメージ分析, **土木学会論文集 D3 (土木計画学)**, Vol.68, No.5, I315-I323, 2012.
- 77) Stephenson, W.: **The Study of Behavior: Q Technique and Its Methodology**, University of Chicago Press, 1953.
- 78) Dryzek, J. and Berejikian, J.: Reconstructive democracy theory, **American Political Science Review**, Vol.87, pp.48-60, 1993.
- 79) Davies, B.B., Sherlock, K. and Rauschmayer, F.: "Recruitment", "composition", and "mandate" issues in deliberative processes: should we focus on arguments rather than individuals?, **Environment and Planning C-Government and Polity**, Vol.23, pp.599-615, 2005.
- 80) Barry, J. and Proops, J.: Seeking sustainability discourses with Q methodology, **Ecological Economics**, Vol.28, pp.337-345, 1999.
- 81) Cuppen, E., Breukers S., Hisschemöller, M. and Bergsma, E.: Q methodology to select participants for a stakeholder dialogue on energy options from biomass in the Netherlands, **Ecological Economics**, Vol.69, pp.579-591, 2010.
- 82) Guttman, L.: What lies ahead for factor analysis, **Educational and Psychological Measurement**, Vol.18, pp.497-515, 1958.
- 83) 鄭蝦榮, 小林潔司, 羽鳥剛史, 白松俊: ファセット分解と公的討議の談話分析, **土木学会論文集 F4 特集号**, Vol.66, No.1, pp.45-56, 2010.
- 84) 廣松渉: 廣松渉コレクション第一巻 共同主観性と構造変動, 情況出版, 1995.
- 85) Mori, J. and Hayashi, M.: The achievement of intersubjectivity through embodied completions: a study of interactions between first and second language speakers, **Applied Linguistics**, Vol.27, No.2, pp.195-219, 2006.
- 86) Laing, R.D., Phillipson, H. and Lee, A.R.: **Interpersonal perception: a theory and method of research**, Tavistock Publications, 1966.
- 87) Stryker, S.: Relationships of married offspring and parent: a test of Mead's Theory, **The American Journal of Sociology**, Vol.62, No.3, pp.308-319, 1956.
- 88) Fischer, F.: **Reframing Public Policy: Discursive Politics and Deliberative Practices**, Oxford University Press, 2003.
- 89) Hajer, M.: **The Politics of Environmental Discourse: Ecological Modernization and the Policy Process**, Clarendon Press, 1995.
- 90) 藤井聡, 長谷川大貴, 中野剛志, 羽鳥剛史: 「物語」に関わる人文社会科学の系譜とその公共政策的意義, **土木学会論文集 F5 (土木技術者実践)**, Vol.67, No.1, pp.32-45, 2011.
- 91) Boswell, J.: Why and how narrative matters in deliberative systems, **Political Studies**, Vol.61, pp.620-636, 2013.
- 92) Neblo, M.A.: Three-fifths a racist: a typology for analyzing public opinion about race, **Political Behavior**, Vol.31, No. 1, pp.31-51, 2009.
- 93) Warren, E.W.: Deliberative democracy and authority, **American Political Science Review**, Vol.90, pp.46-60, 1996.
- 94) Giddens, A.: **New Rules of Sociological Method**, Hutchinson, 1976, 松尾精文, 藤井達也, 小幡正敏訳: 社会学の新しい方法基準, 理解社会学の共感的批判, 而立書房, 1987.
- 95) Giddens, A.: **The Constitution of Society**, Polity Press, 1984.
- 96) Mackenzie, M.K. and Warren, M.E.: Two trust-based uses of minipublics in democratic systems, In: Parkinson, J. and Mansbridge, J.(eds.), **Deliberative Systems**, pp.95-124, Cambridge University Press, 2012.
- 97) Jungkunz, V.: Deliberative Silences, **Journal of Public Deliberation**, Vol.9, Iss.1, Article 12, 2013.
- 98) Mansbridge, J., Bohman, J., Chambers, S., Christiano, T., Fung, A., Parkinson, J., Thompson, D.F. and Warren, M.E. and Hajer, M.: A systematic approach to deliberative democracy, In: Parkinson, J. and Mansbridge, J.(eds.), **Deliberative Systems**, pp.1-26, Cambridge University Press, 2012.
- 99) 羽鳥剛史, 小松佳弘, 藤井聡: 個人の大衆性が弁証法的議論に及ぼす影響に関する実験検討, **Contemporary and Applied Philosophy**, No.5, pp.1052-1073, 2014.
- 100) 羽鳥剛史, 梶原一慶: 内省機会の提供が保護価値の変容に及ぼす影響—公共事業合意形成問題への示唆—, **人間環境学研究**, Vol.12, No.2, pp.105-111, 2014.
- 101) Landwehr, C.: Democratic meta-deliberation: towards reflective institutional design, **Political Studies**, Vol.63, pp.38-54, 2015.

(2015. 9. 18 受付)

THE ROLES AND ISSUES OF NORMATIVE EVALUATION OF PUBLIC DELIBERATION

Tsuyoshi HATORI

This study explores the relevant role and issues of public deliberation regarding infrastructure projects and develops a theoretical framework to ensure the legitimacy of social decision-making through the overall content of various deliberative practices. Introducing the concept of discourse system, it points out that public discourses consist of micro discourses focusing on specific public deliberation and macro discourses focusing on the whole discourse system. It is suggested that public involvement serves to connect the micro and macro discursive spheres. Finally, on the basis of the fundamental principles of public discourses, basic frameworks and important issues to evaluate the appropriateness of deliberative practices are discussed.